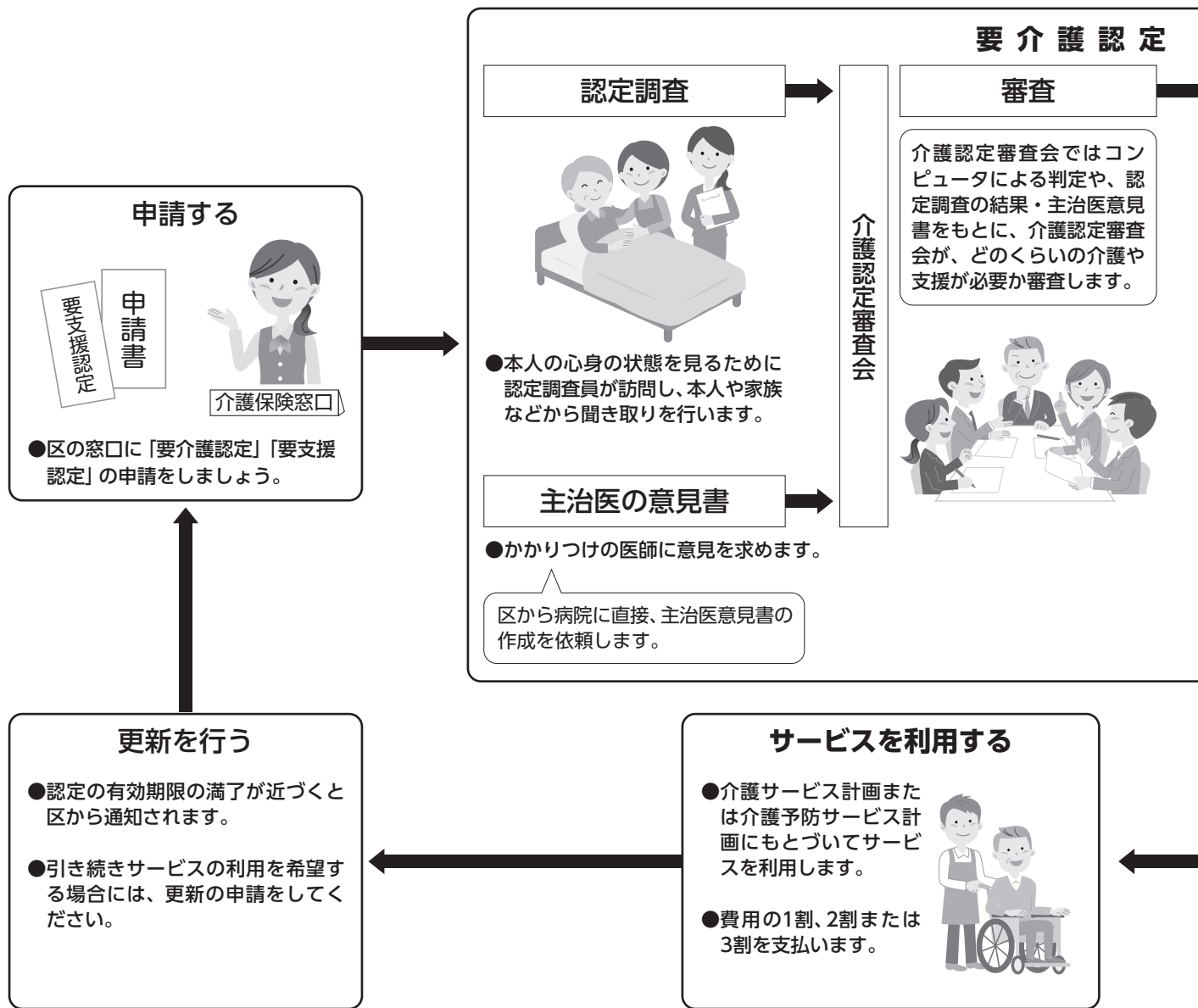


介護サービス

1 介護サービス

☆ 介護保険のサービスを利用するためには、区に申請し



介護保険の利用の相談窓口は

→京橋おとしより相談センター	☎ 3545-1107
日本橋おとしより相談センター	☎ 3665-3547
人形町おとしより相談センター	☎ 5847-5580
月島おとしより相談センター	☎ 3531-1005
勝どきおとしより相談センター	☎ 6228-2205
晴海おとしより相談センター	☎ 5547-4871

問い合わせ先

(お住まいの住所により担当するセンターが異なります。12～13ページをご覧ください。)

[介護が必要になったら介護保険のサービスが利用できます。]

の 使 い 方

て「介護や支援が必要」と認定されることが必要です。

審査を受ける

判 定

要 支 援 状 態

要支援1

要支援2

要 介 護 状 態

要介護1

要介護2

要介護3

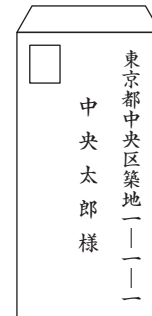
要介護4

要介護5

※自立
(非該当)

※「自立」と認定された方は、介護保険のサービスは利用できません。
(介護予防・日常生活支援総合事業や区のサービスが利用できます。)

認定結果が通知される



●認定結果が記載された「結果通知書」と「介護保険被保険者証」・「介護保険負担割合証」が届きます。

利用計画(ケアプラン)を立てる

●どのようなサービスをどのくらい利用するかを示す、「介護サービス計画」や「介護予防サービス計画」を作ります。

◎要支援1・2:「介護予防サービス計画」を作成

→お住まいの地域のおとしより相談センターまたは介護予防支援事業者(※)の介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成します。

※介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者。介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、おとしより相談センターに依頼します。

◎要介護1～5:「介護サービス計画」を作成

→介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成します。



問い合わせ先

要介護認定の申請・認定調査・認定結果については

→介護保険課介護認定係

☎ 3546-5385

介護サービスの利用についての相談は

→介護保険課地域支援係

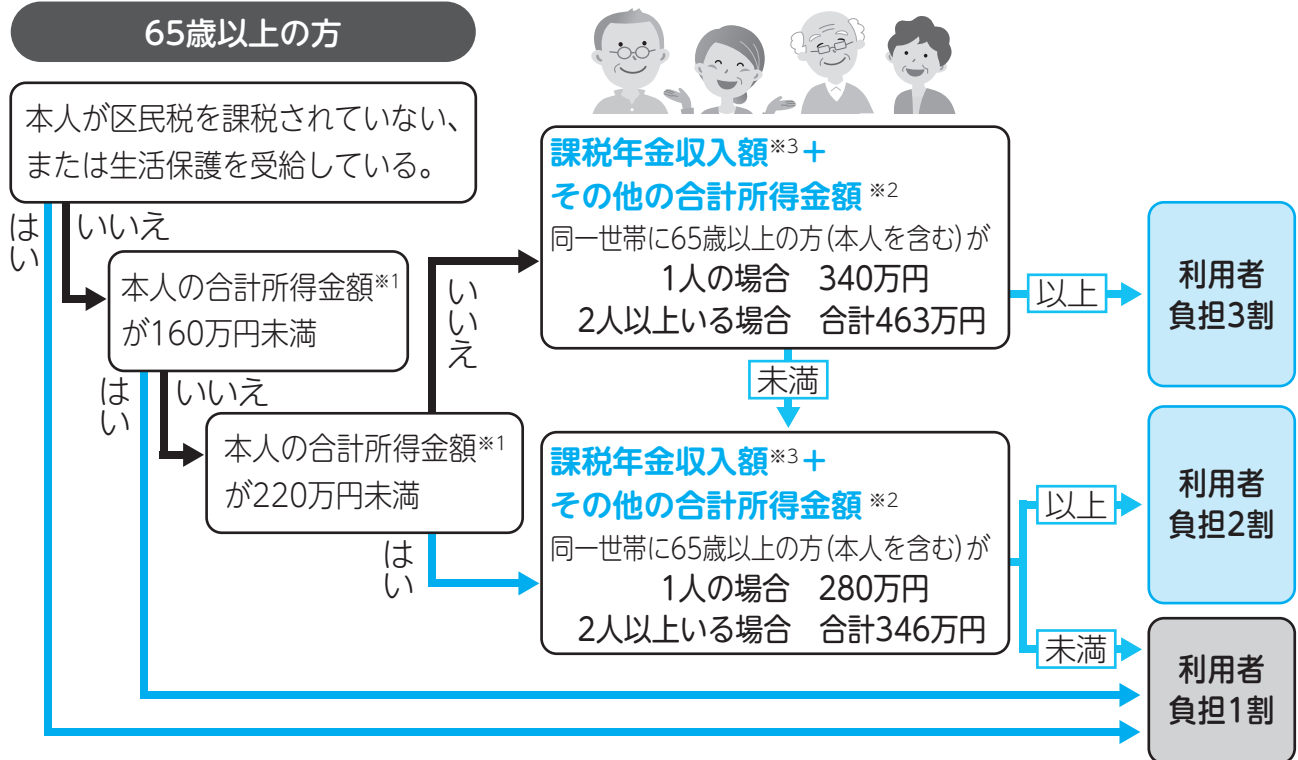
☎ 3546-5379

2 介護サービスの利用者負担

介護サービスを利用したとき、みなさんが介護サービス事業者に支払う金額は、かかった費用の1割、2割または3割です。

○利用者負担の割合の決まり方

65歳以上の方



◆第2号被保険者（40～64歳の方）の利用者負担は1割です。

- ※1 「合計所得金額」とは、年金や給与、不動産、配当、譲渡など各所得金額の合計で、医療費控除や扶養控除などの所得控除を引く前の額です。土地建物等の譲渡に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額になります。合計所得金額にⅠ給与所得またはⅡ公的年金等に係る雑所得が含まれる場合には、ⅠとⅡの合計額から10万円を控除します。
- ※2 「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金収入に係る所得を除いた所得額をいいます。所得額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除します。
- ※3 「課税年金収入額」とは、公的年金の年間受給額です。ただし、遺族年金・障害年金などの非課税年金は含みません。

- 要介護・要支援認定を受けている方全員に、利用者負担の割合（1割、2割、3割）が記載された「介護保険負担割合証」を発行します（有効期間：8月1日～翌年7月31日）。
- 介護保険負担割合証は、介護保険のサービスを受ける際に提示します。介護サービス事業者は、この負担割合証で利用者の負担割合を確認します。

問い合わせ先 介護保険課介護認定係 ☎ 3546-5385

3 介護サービス

介護サービスの利用にあたって

利用するときはケアマネジャーまたはおとしより相談センターにご相談ください。

介護サービスを利用する方は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割または3割を負担します。

※災害などにより居住する家屋が著しい損害を受けた場合などに利用者負担金の減免を受けられることがあります。

要介護1～5の方が利用できるサービス

介護サービス計画に基づいたサービスを利用できます。自宅で利用したり、施設に通ったり、短期入所する在宅サービス、区内に住んでいる方のみが利用できる地域密着型サービス、施設に入所し、そこで受ける施設サービスがあります。

居宅介護支援（居宅サービス計画作成）

ケアマネジャーが、利用者や家族の要望を聞きながら、介護サービスを利用するための相談や、在宅サービス事業者などとの連絡・調整を行い、ケアプランを作成します。

在宅サービス

1	訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も行います。
2	訪問入浴介護	家庭の浴槽で入浴が困難な方は、介護職員と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介助を行います。
3	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が施設などの通所サービスを受けることが困難な方のお宅を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。
4	訪問看護	疾患などを抱えている方について、看護師などが家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら、療養上の世話や診療の補助を行います。
5	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
6	通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、趣味、生きがい活動や、入浴、食事などの介護、機能訓練などを行います。

7	通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療施設などで、入浴、食事などの日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。
8	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行います。 ・ 車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置 など ※要介護度によって対象外となる用具があります。 ※固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖は貸与と購入を選択することができます。
9	特定福祉用具 購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際、10万円を上限に費用の9割、8割または7割の支給を行います。 ・ ポータブルトイレ、入浴用いす、浴槽台、浴槽手すり、バスボード、補高便座、浴室すのこ、入浴介助ベルト、移動用リフトのつり具、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、排泄予測支援機器 など
10	住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用の9割、8割または7割の支給を行います（事前申請が必要です）。
11	特定施設入居者 生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入居している利用者に対して、日常生活上の支援や介護を行います。
12	短期入所生活介護・ 短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などに短期間入所している利用者に対して、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

地域密着型サービス

1	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて短時間・複数回の定期巡回と緊急時の随時対応を組み合わせ、24時間体制の訪問介護と訪問看護を行います。呼出し端末機で常時オペレーターとつながっており、コール機のボタンを押せばいつでも話ができます。
2	夜間対応型訪問介護	早朝や夜間の定期巡回や通報システムによる夜間の随時対応型の訪問介護を行います。

3	認知症対応型通所介護	認知症の高齢者を専門とするデイサービスで、入浴、排せつ、食事などの介護および日常生活上の世話や機能訓練などの日帰りの介護サービスを行います。
4	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊り」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などのサービスを行います。
5	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が共同生活をする住居で、入浴、排せつ、食事などの介護および日常生活上の支援や機能訓練などの介護サービスを行います。
6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入居した方に、介護や機能訓練・療養上の世話を行います（原則、要介護 3 以上の方が対象）。
7	地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

施設サービス ※施設一覧は 109、110 ページをご覧ください。

1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入居する施設で、日常生活上の支援や介護を行います（原則、要介護 3 以上の方が対象）。
2	介護老人保健施設	リハビリテーションを中心に介護や医学的管理が必要な方が在宅復帰できるよう、入所する施設で、介護や機能訓練などを行います。
3	介護医療院	長期の療養を必要とする方のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

要支援 1・2の方が利用できるサービス

生活機能の維持向上の観点から、介護予防を重視したサービスです。サービスを利用するにはまず、おとしより相談センターに相談し、自分に合った「介護予防サービス計画」の作成を依頼してください。

介護予防サービス

1	介護予防訪問入浴介護	家庭の浴槽で入浴が困難な方は、介護士と看護師が家庭を訪問し、介護予防を目的とした浴槽を提供しての入浴介助を行います。
---	------------	--

2	介護予防訪問 リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が施設などの通所サービスを受けることが困難な方のお宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。
3	介護予防訪問看護	疾患などを抱えている方について、看護師などが家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。
4	介護予防居宅療養 管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
5	介護予防通所 リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療施設などで、介護予防を目的とした入浴、食事などの日常生活上の支援や生活機能向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。
6	介護予防福祉用具貸与	介護予防に役立つ福祉用具の貸与を行います。 ・手すり、スロープ、歩行補助杖、歩行器 など ※固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖は貸与と購入を選択することができます。
7	特定介護予防福祉用具 購入費の支給	介護予防を目的とした入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際、10万円を上限に費用の9割、8割または7割の支給を行います。 ・入浴用いす、浴槽手すり、バスボード、補高便座 など
8	介護予防住宅改修費の 支給	介護予防を目的とした手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用の9割、8割または7割の支給を行います（事前申請が必要です）。
9	介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設に入居している利用者に対して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を行います。
10	介護予防短期入所生活 介護・短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などに短期間入所している利用者に対して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

地域密着型介護予防サービス

1	介護予防認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) 要支援2の方	認知症の高齢者が共同生活をする住居で、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などの介護および日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。
2	介護予防認知症対応型 通所介護	認知症の高齢者がデイサービスを行う施設などに通い、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などの介護および日常生活上の世話や機能訓練などの日帰りの介護サービスを受けられます。
3	介護予防小規模多機能型 居宅介護	「通い」を中心として、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊り」を組み合わせ、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などのサービスを行います。

総合事業のサービス

1	予防訪問サービス (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。
2	予防生活援助サービス	事業者が訪問し、調理、洗濯などの生活援助を行います(身体介護は行いません)。
3	予防通所サービス (デイサービス)	デイサービスセンター(日帰り介護施設)などに通い、介護予防を目的とした趣味、生きがい活動や、入浴、食事などの介護、機能訓練などを行います。
4	はつらつ健康教室 (短期集中)	自宅でもできる体操を中心に栄養・口腔機能改善のためのミニ講習会などを区内施設で実施する週1回の教室で(一部マシントレーニングを含む)、原則3カ月単位の受講で最長6カ月受講できます。
5	交流サロン 「高齢者通いの場」	地域の方が運営する高齢者の交流サロン「高齢者通いの場」が区内各地で開催されています。身近な場所で体操、脳トレ、歌などの多彩なプログラムに参加できます。
6	訪問健康づくり	健康教室に通うことが困難と思われる方には保健師が居宅を訪問し、生活機能向上に必要な指導・助言を行います。

4 介護保険給付の量を補う区サービス

要介護認定を受けた方が、在宅生活を続けるために介護保険だけではサービスが不足する場合に、次のようなサービスが受けられます。

1	在宅支援入浴サービス (訪問入浴サービス) (※)	介護保険のサービスを限度額まで利用しても週1回の訪問入浴介護サービスを受けられない場合に、1週につき1回を限度として入浴サービスを行います。
2	住宅設備改善給付 (1) 浴槽・流し・洗面台などの改善 (2) 便器の洋式化などの改善 (3) 階段昇降機の設置	身体機能低下のため、浅い浴槽への取り替え・車いす利用になった場合の低い流しへの取り替え、便器の洋式化などの改善および階段昇降機の設置を必要とする場合に、住宅設備改善給付を行います。※詳細は87ページをご覧ください。

※ 1 は「要介護5」の方で介護保険のサービスを限度額まで利用しても不足する方が対象となります。

